

基発 0706 第 6 号
令和 8 年 7 月 6 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のための
ガイドライン等の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者等の放射線障害を防止するため、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）等を施行するとともに、「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 2 号。以下「処分ガイドライン」という。）等を定めるなど、その適切な実施を指導しているところです。

今般、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 9 号）において、除去土壌の埋立処分及び復興再生利用に係る基準等が定められ、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件（令和 7 年環境省告示第 28 号）が定められたところです。これらを踏まえ、密封されていない除去土壌を埋め立てる場合に求めている汚染の拡大防止のための措置について、別添のとおり、処分ガイドラインの改正を行うとともに、処分ガイドライン等における放射能濃度の簡易測定手順における係数等について改正を行いました。

つきましては、改正内容に御留意の上、貴団体会員に対し周知いただくとともに、除染等業務等における放射線障害防止対策の一層の推進を図られるようお願い申し上げます。